

中小テナントビルのエネルギー管理支援サービス普及促進事業実施要綱

(制定) 平成25年5月1日付25環エ分第3号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「中小テナントビルのエネルギー管理支援サービス普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、中小テナントビルにBEMSを導入する中小企業者等（以下「BEMS導入者」という。）に対し、BEMSアグリゲータとのエネルギー管理支援サービスの契約の締結を条件として、当該導入に必要な経費の一部を助成する。
- 2 1の助成を受けたBEMS導入者は、BEMSアグリゲータを通じて、テナント等事業者ごとのエネルギー需要を把握する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 テナント等事業者 オフィスビルその他の建築物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者
- 2 中小テナントビル テナント等事業者が存在する建築物のうち、契約電力（電気を使用する者が電気事業者との契約上使用できる最大電力の値をいう。）が50キロワット以上500キロワット未満のもの又は一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するエネルギー管理システム導入促進事業（以下「国事業」という。）の助成対象として認められているもの。
- 3 BEMS 建築物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での可視化を図り、空調・照明設備等の接続機器を制御し、又は電力需要のピークを抑制する機能等を有するエネルギー管理システム
- 4 中小企業者等 個人、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合又は資本金が10億円未満の会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める会社
- 5 エネルギー管理支援サービス BEMS等を利用して電力消費量等を把握するとともに、照明、空調等の効率的な運転管理、電力需要のピークの抑制等を支援する役務
- 6 BEMSアグリゲータ 中小テナントビル等に対してエネルギー管理支援サービスを提供する者で、一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた事業者

第4 本事業の具体的な内容

1 BEMSの導入に係る経費の助成

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、中小企業者等であって、次の全ての要件を満たすものとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人は除く。

ア (2)の助成対象事業を実施すること。

イ 都の「地球温暖化対策報告書制度」における報告書を提出していること。

(2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の中小テナントビルにおいてBEMSを導入すること。

イ 助成対象事業者がBEMSアグリゲータとエネルギー管理支援サービスの契約を締結し、国事業の助成対象となっていること。

ウ イのサービスが、当該契約に係る中小テナントビルに入居している全部又は一部のテナント等事業者に対するBEMSアグリゲータによるエネルギー管理支援サービスの提供を含むものであること。

(3) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、国事業において助成対象となる設備費及び工事費とする。

(4) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の4分の1の額とする。ただし、250万円を限度とする。

2 助成対象事業者による報告等

(1) 省エネルギー診断

助成対象事業者は、BEMSを導入した月から6月経過した後に、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する事業所の省エネルギー診断を受けなければならない。

(2) 助成対象事業者の報告

助成対象事業者は、BEMS導入後1年間のテナント等事業者ごとの電力使用量の実績及び(1)の省エネルギー診断の結果を別に定める日までに速やかに報告するものとする。

(3) 助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し(2)の報告内容について助言を行うことができる。

3 分析・検証及び公表

都は、今後の中小テナントビルの照明、空調等の効率的な運転管理につなげるため、助成金の交付対象となった中小テナントビルにおけるBEMS導入後の電力使用量の実績等に関して分析及び検証を行い、当該実績等を公表していくものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公社に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 第4 2及び3により、助成対象事業者から報告を受け、並びに報告内容の分析及び検証を行うこと。
 - (3) 第4 2により、助成対象事業者に対する助言を行うほか、BEMSの導入に係る普及啓発を行うこと。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は平成25年4月1日から平成27年3月31日までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成25年5月1日付25環エ分第3号）

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。